

HSK N P O 法人 「文福」 ニュース ❀❀❀❀

一九九四年八月四日第三種郵便物承認
工
の
下
郵
局
一
二
回
一
、
三
、
五
、
八
、
一
〇
、
一
三
、
一
五
、
一
八
、
二
十
、
二
三
、
二
五
、
二
八
日
発
行



「障」ちゃん



NO.239

冒頭の一言

(6)

朝からぽかぽかと晴れ渡っていたので、ついプチ遠出をしてきました。氷見の海浜植物園の記事が新聞に出ていたので、海に行こうと突然思ってしまった。季節でもないのにハマナスの花が見たいなあと思ったのですが、花はやっぱりありませんでした。スターフルーツや緑色のコーヒーの実がありました。外の花壇や木を一回り見て歩道から屋内に入ろうとした時、小さい段差があつて車椅子がひっかかり入りづらかったので、事務所に行って直してくれと言ってきました。

帰りは番屋街に寄ってブリの昆布締めを買ってきました。どこのブリかは判りません。初めて新港大橋を通過してきました。何のことはない道ですね。でも眺めは良かったです。皆さんもインバウンド(外国人旅行者)になりすまして県内各地を見物しまくってみてはどうでしょう。くれぐれも花粉に気をつけて。

—もくじ—

冒頭の一言 … 1	キラキラネーム 八木勝自… 2-3	kaokao … 4
65 歳は 日下正秀… 5-6	JDF フォーラムに参加して … 7-8	
アルバイト … 9	JDF フォーラムに参加して … 10-11	運営会議 … 12
今後の予定 … 13	ありがとうコーナー … 14	

キラキラネームの「王子様」で良いじゃん。

そこへいくと「勝自」は

八木勝自

甲府家裁
変更許可

18歳「王子様」改名



「王子様」から改名した赤池駿さん

改名を意識し始めたのは中学3年で以降だ。カラオケなどの会員登録作成で名前を記入するたびに店員が偽名

な「キラキラネーム」とも呼ばれる名について「本人が嫌なら行動できる。勇気を持ってほしい」と話し、これから親になる人々に「よく考えて」と訴える。

キラキラネームに疑問

苦痛に感じなくなる。「これからが楽しみ」。新しい名の通り「はじめの一步」を踏み出す春にする。

元の名は「唯一無二の王子様のような存在」という母の思いが由来だが、「子どもの頃ならかわいいのかもしれないが、80歳になっても『王子様』というわけにはいかない」と疑問だった。

親に付けられた「王子様」から改名し、「肇」として新しい人生を歩む。山梨県に住む高校3年の赤池駿さん18。甲府家裁に改名を申し立て、今月5日に変更を許可されたことが12日、分かった。極めて個性的

（1879〜1946年）にちなんで自ら選んだ。恵まれない人々の目線に立つ姿勢に共感し、尊敬していたからだ。ツイッターで改名を公開すると、リツイート（転載）は10万件を超えた。似た境遇の人から相談も寄せられた。

新しい名に「はじめ」の読みを提案したのは知人の僧侶。「これまでの人生をリセットし、新たに始めていく」との意味が込められていた。漢字はマルクス経済学者の河上肇

と疑い、何度も確認。高校に入ってから自己紹介した時は女子生徒から噴き出すように笑われるのがショックだった。

毎回私はこの「障」ちゃんニュースで難しいことや頭がこんがらがってしまうかたいことばかり書いているので、今回はやわらかいことを書きます。

昔、マスコミや世間で話題になった親が自分の子どもに「悪魔くん」という名前を付けたという話題がありましたが、今回は自分の名前の「王子様」が嫌で「肇」という名前に戸籍上も変えましたという話題が新聞に載っていたのでそのことを書きます。

本人が何故嫌かという、いろいろな会員証や書類を作る時に赤池王子様と書くとその本名なのかと何度も何度も確認されたり高校に入ってから女子高生からも笑われたり高齢になっても「王子様」というわけにはいかないと思ったからだそうです。そして戸籍上の名前を改名することは両親の母親

は嫌だと思ったみたいですが、父親は「お前の人生だ」と言ってから変えることを認めてくれたと書いてありました。

でも私はこの記事の全体を読むと、本人の写真の顔や本人の目指すものが「王子様」的で「王子様」で良いじゃんと思ってしまいました。そこへいくと私の場合である「勝自」は私の母親が働いていた料亭のご主人の私が「父ちゃん父ちゃん」と呼んでいた片山さんが私の父である「山本勝」に代わってつけてくれたそうで私自身は漢字の「勝自」の名前のことは書き方もいっぱいあるから別に気にしていませんでしたが、ある時期から時々、「その「勝自」は珍しい名前だよ」と言われるようになったので、昔富山市の桜橋に今はコンビニになっている NTT の電話局に用事で行った時に、ついでに当時は携帯電話やスマホもなくて、全国の電話帳の八木さんというところを調べたら、なんとこの「勝自」は私の「勝自」だけでした。

そういえば当時の古めかしいパソコンでも私の「勝自」は一旦覚えさせないと出てこないのも、やはり珍しいのかなと思いました。そして年をとればとるほどこの「勝自」が重く感じるようになってきました。今さら名前を変えようとは思いませんが、私の「勝自」は「自分に勝つ」です。年をとると、名前と正反対のことをやっているとしか思えなくなって、重くなってきたのです。

まあ名前を変えたい人もいるとは思いますが、人の人生は色々だなと思ってしまいます。

k a o k a o の つぶ や き No.9



最近 ながらスマホの事が問題になっていますが、私も それを実体験として感じています。

先日、電動車いすに乗り一人で文福事務所へ向かう途中、前方から大学生らしい若い男の子がスマホをしながら近づいてきました。

私はその子が私に気が付かないのを感じ、しばらく動かないで様子を見ていましたが、一向に私に気が付く気配はなくスマホから目を上げる様子はありませんでした。

もう 1メートルくらいで私と正面衝突すると思ったので、私は思わず「危ないよ！」と叫びました。

そうしたらようやく顔を上げて私に気づき、正面衝突は回避されました。

それからよく見かけるのがスマホをいじりながらの自転車走行、自動車の運転をしながらのスマホいじり、どれもみな危ないですね。

私も ipad を持っているので、スマホを触りたい気持ちは分かります。

でもまあ私は自分の意思で手は動かさないの、電動車椅子の運転中の iPad 操作はできませんがね。

本当に、歩きながら、車の運転をしながら、自転車に乗りながらのスマホはやめた方がいいと思いますよ。

自分も危ないですが、人に危害を加える可能性も大ですね。

ですので、歩くときは歩く事に集中し、車の運転の時は車の運転に集中し、自転車に乗るときは自転車に乗る事に集中した方が良くと思います。

これから暖かい季節になり気もゆるみがちになりますが、新年度を迎えた今こそ、歩行者も運転者も自転車ユーザーも車椅子ユーザーも、交通ルールを守ってほしいと思っています。

もちろん私も交通ルールを守って安全走行でやっていこうと思っています。

2019 年 3 月 記

65歳は障害者の曲がり角

日下 正秀

今年、「文福」の障害者スタッフの中で、次々と私を含め3人が御年65歳を迎えることになります。2年前にはその3人の魁（さきがけ）となる2つ上の女性スタッフもいます。高齢化の波は「文福」だけでなく日本中に押し寄せていますが、それぞれの意識の中では高齢者になったんだという自覚はあまりないと思います。昔は生まれつきや幼い頃からの障害者、ことに脳性マヒ者は長生きしないとされてきました。しかしこの近年、障害者にとって医療技術の発達や福祉政策や制度の充実などによって障害者も長生きの人が増えてきています。その結果お肌の曲がり角ではありませんが、障害者にとって65歳は制度上の曲がり角になってきました。

重度障害者を初めとした障害者は福祉サービスを利用することで自立生活や社会参加活動、健康や体調の維持等をしてきました。軽度や中度の障害者も年を取ればとるほど出来た事ができなくなってきました。重度の障害になってサービスを色々と使う必要が出て来ても、自己負担が増えてしまい、これでは生きていけないという悲痛な声が障害者からあがったのです。

障害者自立支援法が目指した障害者の自立は、介助介護を使うことで障害者自身が意思や行動を決定し、実現していくことが障害者にとっての自立。一方の介護保険制度が目指す高齢者の自立は介護をなるべく減らし、自助努力で身辺自立を目指すのが基本。介護に関する基本がまったく違う障害者自立支援法と介護保険を統合するという厚労省の木に竹を接ぐ企みが2004年に持ち出されてきました。施設解体、障害者の地域移行が叫ばれ始めた途端にこの問題が出てきたのです。障害者の福祉政策の費用は、高齢者の福祉制度などとは別枠で計上されていました。幼い頃からの障害者の場合、自らの収入が障害年金などしかなく家族の負担も大きいといったことなどで非抛出の制度となっています。自己負担のある成人以降に障害者となった中

途障害者のサービス利用も実質無料だったり、低い利用費で抑えられています。障害者の福祉制度は基本的に応能負担（負担能力に応じて制度利用者が必要としているサービスに掛かる費用が自立支援ということで税金で賄われている。一部自己負担）。介護保険は要介護度によって個人負担が一律二割といった形で決められ、介護内容が多ければ多いほどより多くの益？を得ているということで応益負担とされています。厚労省は当初、介護保険の優先を前提とする統合を各市町村の窓口に通達していました。その結果、全国各地からの抗議や訴訟問題が沸き起こり、障害者からの現状を訴える声に対して、「相談支援事業所をいれなければ認めない。セルフプランでは受けつけない。」といった対応から懐柔策か解決策かは分かりませんが、それぞれの状況に応じた個別対応という姿勢に少しは変わってきました。サービスの内容や自己負担の軽減といったことが打ち出されてくるかは分かりませんが、介護保険への統合といった流れが白紙に戻ることはないと思われます。介護保険に移行された場合、障害者の現状は低所得や自分のためだけにお金が使えない立場の人たちが多く、障害当事者が戸主であるか、扶養家族か、単身か家族同居か、自立生活か、施設入所かそれぞれの場合の違いで使える介護の支給量（時間）とそれに応じた料金負担が大きく違ってきます。障害者自身が今受けている障害福祉のサービス内容を把握した上で介護保険を取り入れた場合、どのようなサービス内容があり、どのように個人負担が変わるのかを中身をよく知った上であまり色々な選択肢はないかもしれませんが、どんな生活をしてこれから生きたいかといったことを考えて、決めていかなければなりません。曲がり角を曲がっても人生下り坂サイコーッと行きたいですね。

旧優生保護法下における強制不妊手術に関する

JDF フォーラムに参加して

河上千鶴子

去る、3月5日に日本障害フォーラム(JDF)、優生保護法被害弁護団主催のフォーラムが、参議院議員会館で開かれました。この問題は昨年の初めから急激にマスコミ関係に取り上げられて、ようやく全国の被害者が声をあげて国を相手に訴訟を起こしてきています。現在、7都道府県で20人が原告となり裁判で闘っています。一方国会は、この問題に対応して救済立法の成立を進めています。

このフォーラムでは、この事実を学ぶとともに全国の動きや各団体の活動などを共有し、考えるというものでした。

富山では、まだ被害当事者は名乗り出ていませんが、昨年文福で3回の学習会を行って来たので、今回のフォーラムに、私と介助者、学習会に協力して頂いた二人で参加して来ました。参加者は263人でしたが、気になったのは、集まった人たちが障害者も含めて若い人達がいなかったのです。

このフォーラムは、始めに主催者側の挨拶から国会議員の挨拶に続き、JDFからの基調報告がありました。その中でも今の国会で救済法案が成立しなかったら、またやり直しであるので、何としてもみんなの協力で、立法成立させないといけないと力強く言われました。基調報告では「私達の国に『謝る力』『過去に向き合う力』があるか問われている」と話されました。

その後、全国優生保護法被害弁護共同代表の新里弁護士から、今までの経過と、現在の取り組みについて話されました。2月末に神戸で、脳性マヒの女性が日本で初めて被害を訴えたとの事、仙台での裁判が3月下旬結審で判決が5月以降ではないかという事でした。

弁護団からは、一時金と言っているが、北海道では、慰謝料と言っている。ハンセン病違憲訴訟の時に比べると額が少ないのではないかと、法案の内容が不十分だ、検証をしないといけない。また、各団体からの取り組み・提言がありました。DPI、日本盲人会連合会、全日本ろうあ連盟、

日本障害者協議会などでした。

そして、全国から来られた被害者・家族の会より 5 人から、話を聞きました。私は、今までは新聞記事とか TV でしか見ていなかったもので、実際に初めて話を聞き、そうだったのか！と思ったのは、原告のみなさんは優生保護法の事、不妊手術の事を TV や新聞で見て初めて知って、自分もそうだと思い当たり、40 数年苦しんで来た原因について分かったこと。早く国は謝って欲しいので声をあげたという事。また刑事裁判では、手話通訳が付くが民事裁判では、手話通訳が付かないので、自分で付けなくてはならないこと。また、自分のいた施設では、同じ所に傷がある人が沢山いたが、そのことについては誰も触れなかった、ことなど話されました。

最後に、優生保護法被害者のための新たな法律に関するアピール〈案〉を参加者みんなで読み上げて採決してフォーラムが終わりました。

2 時間半という短い時間だったので終わった後、優生手術に対する謝罪を求める会のメンバーなどが集まって交流会がありました。まだ時間があつたので、そこに参加しました。フォーラムでは、発言者以外は誰が参加されているのかわからなかったのですが、この交流会で、親や兄弟が障害を持ち同じ悩みを共有しようとしている人達とも出会えて、有意義な一日になって、本当に良かったと思っています。



旧優生保護法下の不妊手術問題を巡り開かれた集会
11 月 5 日午後、参院議員会館

被害者・障害者団体
結集し国に謝罪訴え
旧優生保護法下不妊手術
旧優生保護法（1948、
96 年）下の不妊手術問題を巡り、被害者・家族の会と主要な障害者団体、全国被害弁護団が一堂に会した集会が 5 日、東京の参院議員会館で開かれた。4 月にも議員立法で国会提出が見込まれる救済法案に関し、「被害者の立場に立つものでなくてはならず、立法府の良心に恥じない水準

2019 年
3 月 6 日（水）
北日本新聞

を切望する」とのアピールを採択。重要な局面を前に原告や障害者団体が結集し、国による謝罪や検証を訴えた。国内 18 の障害者団体などで構成する「日本障害フォーラム（JDF）」と全国弁護団の共催。旧法の問題は、今月中に仙台地裁での国家賠償請求訴訟が結審する可能性があり、来月には被害者への一時金支給を柱とする救済法案の国会提出が見込まれている。集会では、視覚障害がある藤井克徳 JDF 副代表が基調報告で「私たちの国に『謝る力』『過去に向き合う力』があるかが問われている」と指摘した。

でっかいのです

文福アルバイト 関 杏介

こんにちは、去年の5月ころから文福でアルバイトさせてもらっています、関 杏介です。そうです、でっかいのです。名前は「きょうすけ」とよみます。色々な「きょうすけ」に会いましたが杏介と書く人にはいまだ出会ったことがありません。

富山大学人文学部に所属しており、考古学を専攻しています。その関係で高岡にある測量や文化財調査を行う会社でバイトしながら勉強させてもらっています。

文福に入る前は焼き肉屋でバイトしていたのですが諸事情でやめ、しばらく実家の手伝いをしながらのんびりとしていたところ、吉田航を文福に誘ったのと同じ先輩から誘われました。

初めてバイトに入ったところ、一番戸惑ったのが「聞き取れない」ということでした。体にマヒがある方と会話したことがなかった当時は障害者の方が喋ってもうまく理解できないということが多々あったのです。障害者の方が「消して」といったのが僕には「きえして」と聞こえ、「きえして？ 帰依して？ 仏にすがれってことか！？ どういうことだ！」というようなあほな勘違いをしていました。今ではきちんと聞き取ることができます。多分、きっと、メイビー。

そんな僕は、文福でバイトをして、障害を持つ方々とかかわるようになって、多少なり変化がありました。一番大きい変化だと思うのはニュースや新聞で障害者に関する問題などの記事を見た時、以前は素通りか「またか」みたいな感じで流すことがほとんどだったのですが、最近はチャンネルを変える手を止めそのニュースを見るようになりました。同時に、「なぜこの問題は起きてしまったのだろう」ということを考えるようになりました。

僕はまだまだ未熟です。今後まだまだ至らぬところ、ご迷惑をおかけしてしまうことがあるかと思いますが精進してまいります。よろしく願います。

日本障害フォーラム (JDF)に参加して

文福アルバイト 升谷 千春

3月5日、東京の参議員会館にて、旧優生保護法下における強制不妊手術に関する JDF フォーラムへ参加させていただきました。来賓挨拶では議員の代理人を含め数十人が列席され熱のこもった話しに党派を超えての前向きな姿勢が伺えると感じました。超党派の議員連盟(いろいろな政党が集まった議員の集まり)と与党の作業部会が、あらたな法律づくりに動き出したことは(個人的に)驚いたと同時に、国内外からの度重なる要請・勧告にも関わらず、国は、被害者の方への謝罪・補償をしてこなかった経緯があった事には腹立たしさも少なくありません。

しかし、議員さんが「法律を国会に訴え憲法をかえる。法案をつくる。全会一致で」と話された言葉は、フォーラムに参加した私に強く響きました。

全国優生保護法被害弁護団共同代表の新里弁護士さんから、旧優生保護法による強制不妊手術に関する全国の動きと仙台地域の訴訟の進行状況、早期解決に向けてのこれからの取り組みなどのお話がありました。新里弁護士さんは、2013年8月、宮城の(活動名)飯塚淳子さんとの出会いから、優生保護法被害に携わってこられた弁護士さんです。

19世紀の終わりから20世紀の始めにかけて国を強くするためには強い人や優れた人だけが必要だから、障害や遺伝する病気のある人などはいないほうが良いという考え方がアメリカやヨーロッパなどで広がり、この優生思想の考え方の影響で日本の優生保護法が、1996年の母体保護法に変わるまで続いていた。

優生保護法を(1949年から1996年)の不妊手術件数は都道府県別では全国に比べて北海道について宮城県の不妊手術件数が多く、今回20人の方が訴訟をされてる中でも5人の方がいらっしゃいます。訴訟一覧表には、障害の有無・内容・

手術時年齢・証拠・備考が記載されており 20 年以上にもわたる長い月日をすごされてきた宮城の(活動名)飯塚淳子さんの訴訟に続いて同じ宮城の佐藤さん(仮名)の提訴に続いているそうです。

仙台地裁での全国初の国賠訴訟は、全国に広がり 4 月には静岡県で裁判が始まるとの事です。仙台地裁の先行訴訟は 3 月 20 日に結審予定。ハンセン病の被害救済については 2001 年 5 月 13 日熊本地裁判決、同年 6 月 23 日補償法成立、同年 12 月国と全原告の解決に向けた基本合意の流れから、仙台地裁の判決を踏まえた補償法を合意に向けて国を動かそうとしている。被害者・家族の会の 5 名が、それぞれの思いを話して下さいました。

フォーラムでのあの情景を思い浮かべると胸がしめつけられ、いたたまれない感情があふれてしまいます。被害者の方たちの勇気に頭が下がる思いです。

各団体の取り組み・提言には温度差があるように感じました。

(各団体、日本盲人会連合・全日本ろうあ連盟・日本障害者協議会) まだ問題定義がされていない水面下なのか？

旧優生保護法が 1996 年まで存在した事実を知らなさ過ぎるのか？わかりませんが、国に対する連盟の在り方や謝罪・補償を求める考えは各団体が同じ方向にむかっていると思います。新たな法律に関するアピール(案)は、何より被害者の立場に立つものでなければならず立法府の良心に恥じない水準となるよう切望します。と書いてあります。

被害者・家族の会の声明では、国は悪かったことを認めて、しっかり謝ってほしい。と書いてあります。旧優生保護法は、被害者の方だけではなく、いろんなかたちで健常者へも共に考える問題だと強く感じました。

運営会議の報告

2019/02/19 現在

各部からの報告

● 学習会

旧優性保護法強制不妊手術を巡る問題で 3 回の学習会のまとめを冊子にする作業中。
3 月 5 日の東京で旧優生保護法下における強制不妊手術に関するフォーラムに、河上が参加予定

「富山は日本のスウェーデン」に疑問の集まりがあり、河上が旧優性保護法での不妊手術について、発言してきた

● 障害者部会

介助が必要な障害者にかかってくる介助者割引について話し合い。ビラを作り、主催者側に渡す方針

● 介助・介護派遣事業部

富山福祉短大卒業生の正職希望者 2~3 月アルバイトで、その後採用予定。

● レクリエーション部会

2 月 24 日、障害者プラザの説明会に参加予定

3 月 9 日、ボッチャ 福祉プラザにて

4 月 13 日~14 日、夢宙人の年度末会の予定

● 「障ちゃん」ニュース発行部

2 月 24 日に印刷、26 日に発送

● まっち発行部

原稿募集中

● 事務局より

給与の締め切りを、3 月支払いより、月末締めの 15 日払いに変更しました。

物品購入の予定は、車（ヴォクシー）、パソコン 1 台

●総会に向けて、各部から報告と計画をまとめてください。

●ヒヤリハット報告書を今年度中に実施予定

●2 月 21 日(木) オープン会議への参加、スタッフ、ヘルパーにメール送信。

●事務所の移転について 提案や意見を募集中

その他

●ニュースのメール配信について。視覚障害者協会と面談。現在、利用は 3 人。

●ドライブレコーダー、3 台に取付けた。SD カードの初期化が必要。初期化のやり方は、各車にコピーを置いてあります。毎月 1 日に行い、車の備考欄に記入する。

●新年会が 2 月 9 日にあり、参加者人数と会計報告があった。

●ゴールデンウィークについて

事務所は 4 月 27 日(土)~5 月 6 日(月)までお休み。

●次回の運営会議は、3 月 19 日（火）です。

報告者：大野啓子



◆今後の予定◆

このコーナーでは、文福と他団体の今後のお知らせを載せていきますので、チェックして、たくさんの方々にお越し頂ければと思います。よろしくお願いします。

★文福事務所からのお知らせ

事務所のゴールデンウィーク休業は4月27日（土）～5月6日（月）

4月30日（火）は文福食堂を休ませていただきます。

よろしくお願いします。



ありがとうコーナー

★★★★★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

今後よろしくお願ひします。

★★★★★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

もうすぐ 4 月です。1 日に新しい元号が、公表されます。さて、どんな元号になるのでしょうか？
いろいろな書類や元号の入った物は変えなければならぬので大変ですね。また、4 月末から 5 月初めにある 10 連休が、介助の必要な人や特に病気を患った人やどうしても子どもの保育をしてほしい人達にとっては大変です。魔の 10 連休と別称で呼ばれています。



カンパ

河上 千鶴子さま

物品提供

渡辺 明子さま 升谷 千春さま 吉田 貴美子さま 川淵 美智代さま
堀江 節子さま 澤 則雄さま

発行人：北陸障害者定期刊行物協会 富山市今泉 3 1 2

編集人：特定非営利活動法人 ^{ぶんぷく} 文福

〒930-0887 富山市五福 3734-3
e-mail:bunpuku@arrow.ocn.ne.jp
HP: <http://bunpuku.org/>

TEL/FAX (076) 4 4 1 - 6 1 0 6

定価 50円

※文福の会員の方は、会費に購読料を含んでいます。

一九九四年八月四日第三種郵便物承認
HSK 毎月一・二回（一、三、五、八、一〇、一三、一五、一八、二十、二三、二五、二八日）発行